

建設アスベスト訴訟 国の責任認める、原告勝訴!! 一方で:



登壇する中河原分会の 田中更さん(前列右)

みんなの力で全面解決を

東京高裁第10民事部の判決(東京ルート)は3月14日午後3時に言い渡され、国の責任を断罪し、一人親方・中小零細事業主も全面救済という画期的判決を勝ち取りました。

しかし、アスベスト建材企業の賠償責任は認められず、その部分に関しては不当な判決です。

原告団は、一斉原告団説明会(3月17日)で意思を統一し、上告することを確認しました。

引き続き裁判を闘う態勢を確立していきます。

上告までの期間(2週間・3月28日)、全力を挙げて全面解決に向けた政治への働きかけを行いました。が、国や被告建材メーカーは最高裁判所へ上告しました。

8時間働き、8時間休み、8時間自由 「働き方改革」 5月1日は井の頭公園西園にて 第89回三多摩メーデー 阻止へ!

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

日本国憲法第25条に基づき、私たちの生活は守られています。しかし、現政権では「働き方改革」と称して、憲法25条を脅かす「裁

量労働制※」が策動されています。

働くだけ働かせて、残業代は出ない、土日は休めと言われると手取りが減る? 色々な事が想定されます。

5月1日、井の頭公園にて「三多摩メーデー」が開催されます。私たち労働者が置かれている現状を訴え、仕事と暮らしを守るため、みんなで行動しましょう!



今年の支部のメーデーデコは かんぱんパンダに決定

パンダに笹を持たせ、そこに私たちの願い、訴えを書いた短冊をつるします。

みんなで書こう!

3/11(日) 春のクレープ&タコ焼きまつり こともボウリング大会では ストライク連発!

何でもありの手作りクレープ&タコ焼きをつくらう! ということで後継者対策部が企画しました。参加した子どもたちは、クレープの生地作りから大奮闘! 薄く綺麗に焼いたクレープに、イチゴ・クリーム・チョコソース・ハム・チーズという定番ものから、焼き豚・サバ缶などの変り種チャレンジも。支部会館3階でクレープとタコ焼きで腹ごしらえをしたら、4階に移動しての子どもボウリング大会では子どもたちは、元気にストライク連発!



デコ制作に励む皆さん 作業は深夜に及ぶことも...



わきあいあいと親子で交流

自分の健康は自分で守る! 春の健康診査

| | 会場 | 対象分会 | 受付時間 |
|----------|-------|------------------|--------|
| 5/27 (日) | 府中診療所 | 人見・鶴代 日吉・いちょう | 8:30 ~ |
| | 谷保診療所 | 北美・中河原 国立・事業所 | 11:00 |

※申込締切 5月18日(金) 16時までをお願いします。

雪降る中での3・21 さようなら原発 全国集会



3月21日(水・祝)この時期としては珍しく、雪の降る寒い日でしたが、900人も参加で「さようなら原発・全国集会」が代々木公園で開催されました。

東京電力福島第一原発の事故以来、7年が経ちました。時間の経過とともに記憶の希薄化が進み、一般の総選挙においても原発問題が、国民にとって優先度の高い政治的争点でなかったと言わざるを得ません。

また、時間が経つとともに事故の風化と世論の沈静化、あるいは地方政治の変化をうかがいながら、なすすずしに再稼働に向かう可能性がないとはいえません。

ドイツのメルケル首相は、日本の惨状を見て、原発廃炉を打ち出しました。当の日本はどうでしょうか。政府・東電は再稼働を策動しています。福島の復興を後回しにして、

私たちは追及の手を緩めず、廃炉の実現まで声をあげ続けていきましょう。



9000人の参加者

~国保料減免措置のお知らせ~

《申請》によって保険料区分が変わる方

【組合員】

- 「法人A種」→「第1種」区分で所得による保険料区分の判定基準に該当する方
 - 「法人A種」→「法人B種」...すべての所得の合計額が200万円超250万円以下の方
 - 「法人A種」→「法人C種」...すべての所得の合計額が200万円以下の方
 - 「第1種」→「第2種」...すべての所得の合計額が200万円以下の方
- *保険料の適用期間は8月から翌年の7月までです。該当する方は所得が確認できる書類と申請書を支部に提出してください。

【家族】

「成人男性」区分で以下に該当する方は「一般」区分に変更することができます。

- ①学生の方...18年度の在学証明書(18年4月1日以降に発行のもの)が必要となりますので、4月以降に届け出てください。
- ②障がい者認定を受けている方(障がい者手帳をお持ちの方)
- ③傷病による加療のため働くことができない方...医師の証明(18年4月1日以降の証明日)が必要です。

「新入学のお祝い」

組合員さんのお子さんで、今年度、小学校・中学校に入学される方に、十、ナント、5000円の図書カードをプレゼント。お子さんの保険証と印鑑をご持参の上、支部までお申し込みください。



今月の無料法律相談

4月23日(月) 13時30分~支部会館

※事前の電話予約が必要です

**5月1日(火)は
三多摩メーデー参加のため
事務所は閉館となります**

またたま

第523号 2018年4月号
組織現勢 2744人
東京土建一般労働組合
府中国立支部教宣部
発行者 きたたま編集委員会
事務所 府中市晴見町 2-15-5
電話 042-363-6554(代)
FAX 042-363-6847

目標

1人の100歩より
100人の1歩!

春の仲間づくり月間111人への挑戦!!



いろいろなドラマを生んだ昨年の仲間づくり月間

分会の力量を引き上げた昨年 今年はそれを活かす時!!

支部大会も終わり、一山超えました。しかし、目の前にはさらなる大きな山が…。言わずもがな『春の仲間づくり月間』です。

「社会保険未加入問題」に関わる駆け込み需要も戻すほみになり、昨年同時期のような、第一次行動前に目標達成した、なんてことは、今にしてみれば、ある意味突然変異でした。そんなことは一過性に過ぎないと言ふことは、当然承知の上です。

思い出してください。その間、私たちは何をしていたか。私たちが何をしていたか。昨年の行動提起を見てみると、「分会・群の組織強化を重点的に取り組めるチャンス」でもありません。仲間を増やす行動を踏まえつつ、分会・群を活性化させよう、「分会をこの好調なときに強固なものにしておく。いずれ来るかもしれない組織減少の際にも最小限に食い止める、ないしは不況でも耐え得る地域分会を目指して、今から分会の基礎固めに取り組み」と訴えています。

その結果どうだったか。仲間づくりは言うまでもありませんが、総括ではこう締めくくっています。

「地域分会内事業所、さらにはその従業員とは、どうしても分会とのつながりが、疎遠になりがちです。昨年はこのことにも注目しました。まずは分会財政部長の協力を得て、足元から整えました。分会の口座に、毎月期日までの納入を徹底。群会議に参加できない場合は、月の資料を役員が渡しに行く、または分会

が責任をもって郵送する。そして今度は分会役員中心に、支部・分会行事に、事業主・従業員も含めて参加を促す。昨年1年間はこの繰り返しを徹底しました。秋の月間では、分会独自で事業所の対応が出来るようになり、このことは個々の組合員さんのレベル、そして分会の力量の底上げにつながりました」と。

そうです、分会の組織強化ができたのです。このことに自信を持ち、また教訓にして、あと1カ月半、目標達成に向けて、全力で取り組みましょう!

- 資格 5月27日(日)『足場特別教育』通常7,000円⇒月間加入者無料!
6月16、17日(土)(日)『職長安全衛生教育』14,000円⇒月間加入者6,000円!
- 健診 5月27日(日)府中・谷保 月間加入者無料!
6月15日(金)夜間 府中 月間加入者無料!
- 交流会 5月26日(土)『新加入者歓迎会・若手組合員交流会』 月間加入者無料!
6月16日(土)多摩西ブロック『若手事業主交流会』 月間加入者無料!



月間成功とあわせて、組織強化へのカギ

- ① 分会内事業所については、社会保険未加入問題などでの対話訪問を中心に、つながりを強化しましょう。
- ② 若手・子育て世代は、組合を担う後継者であり対話訪問に取り組み、分会とのつながりを深めていく。また対象者を多く抱えている世代でもあり、組合加入の成果になるように、紹介活動に努めましょう。
- ③ GW前までの達成目標数なども設定しながら計画を立てていきましょう。4月スタートダッシュ、5月大運動に結び、月間だけでなく、年間を通した分会活動・青年、後継者結びつき活動、仲間の組織定着活動をすすめていきましょう。
- ④ 一人親方労災年度更新されてない方を回り、更新を促し、対話のきっかけにしましょう。
- ⑤ 分会役員が仲間づくり運動の先頭に立ち、分会活動を「明るく元気な構え」で導いていくことが決定的に重要です。月間中に仲間を集め、交流を深める企画などを計画し、仲間が元気に前向きになる雰囲気と行動計画を、役員が先頭に立って作っていきましょう。
- ⑥ 脱退対策を講じましょう。組合・国保のメリットを訴え、親身に寄り添い再考するよう促しましょう。事業所退社の組合員は、今後も建設業を継続なら個人で残れる旨を話し、脱退を阻止しましょう。

春の仲間づくり月間目標

| 分会 | 1/1現勢 | 4・5月目標 | 分会 | 1/1現勢 | 4・5月目標 |
|------|-------|--------|-----|-------|--------|
| 人見 | 286 | 12 | 中河原 | 267 | 11 |
| 鶴代 | 241 | 10 | 国立 | 214 | 9 |
| 日吉 | 204 | 9 | 事業所 | 527 | 22 |
| いちよう | 267 | 11 | 直属 | 528 | 17 |
| 北美 | 235 | 10 | 合計 | 2769 | 111 |

道具箱

▼アスベスト東京高裁判決で、一人親方・個人事業主も補償対象とする判決が出たのはとても良かった。気になるのは補償の根拠となる基礎日額がいくらになるのかということです。

▼今もそうですが、ほとんどの一人親方・個人事業主は高い保険料を嫌がって低ランクの基礎日額の労災保険に加入していると思えます。この状態を早く改めなくてははいけません。現場に入るための通行手形のようなもので、死亡や重篤な災害の補償にはならないのです。

▼労働関連法はもともと「労働者の保護のために出来た法律なので、一人親方や個人事業主は補償の対象から外されてきました。その状態を少しでも改善しようとして建組の先達たちの運動により、一人親方・個人事業主も補償されるようになり、任意加入できるようになったと聞いております。

しかし元請事業主は「一括有期事業」として現場の労災保険料を支払っているのですから、一人親方・個人事業主から保険料を徴収するのは、保険料の二重取りです。

▼今、私たちは運動をさらに進めて現場で働くすべての人々が無償で労災保険の対象となるよう運動すべきではないでしょうか。

(鶴代分会・電気・大塚信男)